

公益社団法人日本理容美容教育センター

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下、「この法人」という。）の定款（以下、「定款」という。）第 28 条の規定に基づき、役員の報酬等に関し、必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、通勤手当等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 非常勤役員が理事会等に出席した場合は、1 日につき 1 回を限度として、報酬を支払う。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は、社員総会の決議により、別表第1「常勤役員の年間報酬額」に定める金額とする。

2 この法人の非常勤役員の報酬額は、社員総会の決議により、別表第2「非常勤役員の報酬日額」に定める金額とする。

3 この法人の常勤役員に対する退職手当は、社員総会の決議により、別表第3「常勤役員に対する退職慰労金」に定める算式により算出される額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日（その日が土曜日又は休日に当たるときはその日前においてその日に最も近い土曜日又は休日でない日）に支給する。

2 非常勤役員への報酬は、理事会等に出席した都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬及び退職手当は、金銭をもって支給する。ただし、本人からの申し出のある場合には、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬及び退職手当は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(新たに役員になった者及び役員でなくなった者の報酬)

第7条 新たに常勤役員になった者に対しては、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職したとき若しくは解任されたときはその日まで、死亡したときはその月末まで報酬を支給する。

3 前2項の規程により報酬を支給する場合であって、報酬期間の初日から支給するとき以外のとき又は報酬期間の末日まで支給するとき以外のときのその報酬の額は、その報酬期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(費用)

第 8 条 この法人は、役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求に基づき遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤の役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。支給日及び支給方法については、第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定を準用する。

(端数の処理)

第 9 条 この規程の定めるところによる報酬等の計算において生じた円未満の端数処理については、確定金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(公 表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第 11 条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

(補 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第 1 常勤役員の年間報酬額

等級	年 棒 額
5 級	15,000,000 円
4 級	12,000,000 円
3 級	10,000,000 円
2 級	8,000,000 円
1 級	5,000,000 円

別表第 2 非常勤役員の報酬日額

	日 額
理 事 長	30,000 円
副理事長	27,000 円
専務理事	25,000 円
理 事	22,000 円
監 事	25,000 円

別表第 3 常勤役員に対する退職慰労金

(算出数式)

退職慰労金＝最終報酬月額×10／100×在任月数×支給率

*最終報酬月額は、最終年俸を12月で除した額とする。

*在任月数は、常勤役員として在任した月数をいう。

*支給率は、常勤役員として、当教育センターの運営に対する貢献度及び責任度を加味し、職員退職手当支給規程を参考に、以下のとおりとする。

1. 1ヶ月以上48ヶ月以下の期間については 100分の150
2. 49ヶ月以上の期間については 100分の180

[参考]

◆職員退職手当支給規程第4条の(1)

退職した職員に対して支給する退職手当では、退職の日におけるその者の本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- ・ 1年以上 5年未満の期間については

1年につき 100分の100

- ・ 5年以上 10年未満の期間については

1年につき 100分の120